

## 勝山市監査公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月14日

勝山市監査委員 藤村 敏夫  
勝山市監査委員 帰山 寿憲

### 記

#### 第1 監査の概要

- |          |   |
|----------|---|
| 1 監査の種類  | 定期監査  |
| 2 監査対象   | 第二次分<br>上下水道課、総務課、財政課、商工文化課、消防署、市民課                                       |
| 3 監査期間   | 令和4年9月29日～令和4年11月24日  |
| 4 監査対象年度 | 令和3年度、令和4年度（一部）   |
| 5 監査対象事項 | 財務事務等   |
| 6 監査方法   | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、関係帳簿・書類の調査、実査及び監査調書に基づく質問による方法で実施した。 |

#### 第2 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行状況について監査の結果、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

ただし、事務の一部において注意、検討又は改善を要する点が見受けられたので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、軽易な事項については、監査時に指導を行い改善するよう伝えたのでその記述は省略した。

各課等に対する主な個別の指摘事項等については、以下のとおりである。

## 《上下水道課》

### 指導事項

#### 1. 浄土寺水源使用料について

浄土寺水源使用料について、地元区との協議がなされていなかったことから、適切に対処するよう求めた。

#### 2. 所管の公用車について

所管の公用車について、今年度一度も使用していないものが1台見受けられた。走行距離が20万kmを超え、故障が頻発するといった場合は廃車にするなど、適切に管理するよう求めた。

### 所見

#### 1. 大蓮寺バイパス幹線整備工事について

大蓮寺バイパス幹線整備工事について、長年工事が続いているが、市民にはいつ終わるのか分かりにくいのが現状である。ついては、広報等を通して早急に周知するよう求めた。

#### 2. 農業集落排水事業と下水道事業の統合について

今後、農業集落排水事業と下水道事業が統合した場合、農業集落排水事業費分担金と、下水道事業受益者負担金の考え方が一律ではないという課題が残る。ついては、事業統合に向けて、課題の解決を図るよう求めた。

#### 3. 契約単価と異なった単価での購入について

次亜塩素酸ナトリウムについて、1缶あたり1,360円の単価契約に対し、1,300円で購入している事例が見受けられた。請求書の受領時には契約内容を確認することを求めた。

## 《総務課》

### 指導事項

#### 1. 公用車の事故について

公用車の事故が例年より多くなっていることから、職員の交通安全意識の向上と、交通事故の未然防止に努めるよう求めた。

#### 2. 防災ハザードマップの作成委託業務について

令和3年度に作成委託を行った防災ハザードマップについて、完成後に間違いが発覚し再度印刷を行う事例が見受けられた。チェックをすれば防げた事例であり、再発防止とチェック体制の強化を求めた。

## 所見

### 1. まちづくり会館の会計事務について

まちづくり会館においては各種団体の会計事務をおこなっているが、これに「ここに地域づくり事業交付金」の会計事務も加わることから、各団体会計の明細がわかるよう、適切な会計事務の執行を求めた。

### 2. 防災関係の備品について

防災関係備品については、セットで保管すべき物が別々に保管されている事例が見受けられた。今後は台帳と照合し定期的な確認と適正な管理を求めた。

## 《財政課》

### 指導事項

#### 1. 出納整理期間中の予算流用について

教育会館の会館管理経費について、3月分のLPガス代を支払うため予算流用が認められていない出納整理期間中に、3月31日に遡り予算流用をおこなっていた事例が見受けられた。今後は、このような事がないよう適正な財務事務の執行を求めた。

## 所見

### 1. 職員組合からの光熱水費徴収について

職員組合から毎月光熱水費を徴収しているが、年に2回程度の徴収にするなど、効率的・効果的な財務事務の執行を求めた。

## 《商工文化課》

### 指摘事項

#### 1. 指定管理施設の第三者委託について

白山平泉寺観光振興拠点施設の指定管理に関し、指定管理者が市の承認前に第三者と委託契約を結んでいる事例が見受けられた。この件に関しては以前にも指摘しており、今後は、このような事がないよう指導監督の徹底を求めた。

### 指導事項

#### 1. 重要文化財旧木下家住宅敷地への車の乗り入れについて

旧木下家住宅の敷地は車の乗り入れを制限しているが、あえて公用車を乗り入れ損傷させた事例があった。今後は、このような事がないよう厳重に注意することを求めた。

## 2. 勝山市キッチンカー導入支援事業補助金について

キッチンカー導入支援事業補助金について、関係書類の中に反社会的勢力を排除する文面が盛り込まれていなかった。今後は文面を盛り込むよう求めた。

## 3. 団体会計の領収書について

恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク推進協議会の会計事務について、領収書のコピーが貼り付けられている事例が見受けられたので、原本を貼り付けるよう求めた。

### 所見

#### 1. 元禄線恐竜モニュメントの雪囲いについて

恐竜モニュメントの雪囲いと撤去について、同じ業者に別々に委託されていた。経済的、効率的な面からも一緒にできないか検討を求めた。

#### 2. 債権管理について

勝山市移住促進引越費用助成事業補助金等の返還金について、事後調定が行われている事例が見受けられた。

債権発生時には債権を明確にするため、債権管理台帳の整備の他、市税等と同様に適正な債権管理の徹底を求めた。

#### 3. ふるさと納税パンフレットについて

年度末にパンフレットを1,600部印刷している事例が見受けられた。今後は、このような事がないよう適正な事務執行を求めた。

#### 4. 指定管理施設を市が利用した場合の料金について

指定管理の白山平泉寺観光振興拠点施設において、市が施設を利用し料金を支払うあいまいな事例が見受けられた。今後は他の指定管理施設との整合性も図られるよう市の公用減免の基準について検討するよう求めた。

### 《消防署》

#### 指導事項

##### 1. 証拠書類等の鉛筆書きについて

団体会計等の証拠書類に鉛筆書きが認められた。勝山市会計事務規則第98条等には、証拠書類には鉛筆等の容易に消除することができるものを使用してはならないと規定しており、団体会計についても同規則等を遵守するよう求めた。

## 《市民課》

### 指導事項

#### 1. 診療報酬不正受給に関する対応の継続について

元医院経営者の給与差し押さえにより損害賠償金の一部が市に納付されていたが、現在、経営者は所在不明となっている。については、債権回収にむけた有効な対応を引き続き検討するよう求めた。

#### 2. 民法上の和解金の支払いについて

固定資産の代表相続人の選定に関し、法定相続人に必要としない相続関係調査を行わせ金銭的な損害を与えたことにより、和解金を支払った事案があった。今後はこのようなことが二度と起こらないよう再発防止を求めた。

### 所見

#### 1. 予算流用について

後期高齢者医療特別会計において、複数年度に同様の予算流用が認められた。今後は、このような事がないよう適正な予算執行を求めた。

#### 2. 再委託先の反社会的勢力排除について

一般的に業務委託契約においては反社会的勢力排除の確認はなされているが、再委託先については確認不足が懸念される。については、再委託先においても反社会的勢力の排除に厳正に取り組むことを求めた。

#### 3. 緑の広場(平泉寺町上野地係)の管理について

鳥獣害防止用の電気柵が入口に張られていたり、ベンチが傷んだまま放置されていたりするなどの事例が見受けられた。については広場の管理が適切にされるよう関係者との協議を求めた。